

執筆者:

E-mail✉ [松平 定之](mailto:matsumi@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [大橋 純也](mailto:ohashi@nishimura-asahi.com)

1. はじめに

近時におけるカーボンニュートラルに向けた機運の高まりや、電力市場価格の高騰等、我が国におけるエネルギーを取り巻く環境の変化を受けて、政府審議会において、エネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するための制度整備に関する議論が行われてきた¹。

このような議論を踏まえ、本年3月に、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「本法律案」という。)が閣議決定された。本法律案は、現在開会中である、第208回通常国会において審議されている²。

本法律案は、我が国におけるエネルギーに関して、①需要構造の転換、②供給構造の転換を図り、かつ、③安定的なエネルギー供給の確保を進める目的のものでされており、①に関して、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の改正、②に関して、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(高度化法)、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(JOGMEC 法)及び鉱業法の改正、③に関して、電気事業法の改正を行うものである³。

本ニューズレターでは、上記のうち、③の電気事業法の改正に係る概要を解説する(以下、本法律案中、電気事業法の改正に係る部分を「改正案」という。)

2. 大型システム用蓄電池に対する事業規制の導入

(1) 法改正の背景

大型のシステム用蓄電池は、コストダウンによって今後大幅な導入拡大が見込まれており、また、脱炭素化された供給力・調整力として、電力の安定供給に大きく貢献していくことが期待されている。他方で、システム用蓄電池を活用して蓄電・放電を行う事業については、現状では電気事業法上における扱いが不明確となっていた。このため、政府審議会においては、システム用蓄電池についても、その設備容量を適切に把握し、需給逼迫時の供給命令等の必要な命令等を行うことができるよう、適切な事業規制を課すこ

¹ 「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要」1頁。<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002-1.pdf>

² 「「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定」(2022年3月1日)。<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002.html>

³ 前掲概要1頁。

とが必要であるとの問題提起がされていた⁴。

(2) 法改正の概要

上記の問題提起を踏まえた政府審議会における議論を踏まえて、改正案においては、大型の系統用蓄電池から放電する事業を、電気事業法における発電事業の一類型として位置づけることとされた(改正案第 2 条第 1 項第 14 号)⁵。当該改正により、当該系統用蓄電池に係る事業を営む者については、事業に参入・退出する際の届出義務や、需給逼迫時における供給命令等の、現行の発電事業者に対するものと同様の規制を課されることとなる⁶。他方、現行の発電用電気工作物と同様、上記蓄電用の電気工作物については、一般送配電事業者は、正当な理由がない限りその接続を拒むことができないこととなるため(改正案第 17 条第 4 項)⁷、当該蓄電池を保有する者にとっては、系統への接続が容易となる環境が整備されたといえる⁸。

なお、上記発電事業に該当することとなる蓄電池に係る出力等の具体的な要件については、経済産業省令に委任されているため、今後、政府審議会において検討の上、当該省令において定められるものと思われる。

3. 発電所の休廃止に係る事前届出制の導入

(1) 法改正の背景

現行の電気事業法においては、発電設備の廃止を行う場合、発電事業者は、経済産業大臣に対して、当該廃止について事後に届出をすることで足りるとされている(現行電気事業法第 27 条の 27 第 3 項及び同条第 1 項第 3 号)。もともと、再生可能エネルギーの導入量拡大を背景に、その出力変動に対応する調整電源や、供給力不足が見込まれる場合におけるセーフティネットの重要性が高まっているところ、現在行われている、発電設備廃止による供給力の低下を補うために必要となる追加供給力の公募は、実施まで数ヶ月から約 1 年の期間を要するものであり、今後、これを行う時間的余裕が確保できないおそれがあるとの問題提起がされていた⁹。

(2) 法改正の概要

上記のような問題提起を踏まえ、政府審議会において議論が行われ、時間的余裕を確保して上記追加供給力公募を行うことが可能となるように、発電事業に係る変更の届出のうち、設備の廃止に伴うものについては、発電事業者は、現行のように事後に届出をするのではなく、事前に届出をする義務を負うこととされた(改正案第 27 条の 27 第 3 項)¹⁰。なお、改正案の施行後における発電設備の廃止に係る全体のプロセスとしては、発電事業者による当該設備の廃止方針の表明後、供給計画の変更及び発電事業の変更届出が行われ、追加供給力公募を経た上で、当該設備の廃止を確定させることが想定されている¹¹。

⁴ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会(第 43 回)「今後の電力システムの新たな課題について 中間取りまとめ」32 頁(2021 年 12 月 27 日)。https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/043_05_02.pdf

⁵ 本法律案新旧対照表 108-109 頁。<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002-4.pdf>

⁶ 前掲中間取りまとめ 32 頁。

⁷ 前掲新旧対照表 110 頁。

⁸ 本法律案要綱 16-18 頁(<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002-2.pdf>)では、特に該当条文の明記はされていないものの、本法律案の概要説明資料(前掲 5 頁)において、「大型の系統用蓄電池を系統に接続することを求めた場合は、原則として接続を可能とする環境を整備する。」とされているのは、上記改正案第 17 条第 4 項を指すものと思われる。

⁹ 前掲中間取りまとめ 25-26 頁。

¹⁰ 前掲新旧対照表 113 頁。

¹¹ 前掲中間取りまとめ 25-26 頁。

4. 発電事業者による容量確保契約遵守義務の法定化

(1) 法改正の背景

2024 年度以降、容量市場¹²で落札した発電事業者は、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)との間で容量確保契約¹³を締結し、その結果、当該事業者には、当該契約に基づき、私法上の義務として、供給力に係る容量確保義務が課されることとなる。現行電気事業法の下では、上記義務はあくまで私法上の義務に留まり、発電事業者は、供給力の確保について、特段公法上の義務を負うものではない。もっとも、現状、我が国全体における供給力が必ずしも十分ではない中では、発電事業者における供給力の確保に果たす役割が、より一層重要性を増すことになる。このような状況において、発電事業者に対して、上記私法上の義務に留まらない、別途の供給力を確保するインセンティブを与えるべきとの指摘がされていた¹⁴。

(2) 法改正の概要

上記のような指摘を踏まえ、政府審議会において検討がされた結果、上記の義務を、電気事業法において明文化する形で、上記インセンティブを与えることが適当とされた¹⁵。具体的には、広域機関との間で容量確保契約を締結している発電事業者に対して、電気事業法上の努力義務として、当該契約の遵守を求めるとされた(改正案第 28 条の 4)¹⁶。

上記義務の対象となる事業者としては、同条の文言上は「電気供給事業者」とされており、具体的には、広域機関との間で容量確保契約を締結する者として、発電事業者に加えて、特定卸供給事業者(ディマンド・レスポンス事業者)等の、供給力を確保する全事業者が想定されている。なお、上記の義務については、①広域機関に対し、容量確保契約に基づくペナルティを支払って容量市場から退出する場合等、容量確保契約に基づく義務を履行している場合に、これを問題視するものではなく、また、②容量を確保できない正当な理由があるような場合にまで、容量の確保を求めるとはしないとされており¹⁷。このような場合は、上記義務の違反とはしないことが想定されているものと思われる。

5. その他の改正事項

上記以外の電気事業法の改正事項としては、①広域機関の目的に、電気の安定供給のために必要な供給力の確保の促進を追加すること(改正案第 28 条の 4)、②広域機関から供給計画に付して経済産業大臣に送付する意見の中に、供給力の確保のために必要な措置に関するものを追加し、経済産業大臣が、電気事業者に対して供給計画の変更を勧告するにあたり、広域機関の意見を踏まえることとすること(改正案第 29 条)、③独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(本法律案の施行前は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構¹⁸)は、広域機関の依頼に応じて、電気の需給の状況の監視や供給等の指示の適確な実施に資するよう、発電の用に供する燃料に関する情報の提供を行うものとする(改正案第 33 条の 4)がある¹⁹。

¹² 入札の実施により、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するために、広域機関が運営する市場をいう(同機関定款第 7 条第 2 項第 12 号。<https://www.occto.or.jp/article/files/1.teikan2202.pdf>)。

¹³ 容量確保契約の内容に係る詳細については、広域機関が公表する容量確保契約約款を参照(https://www.occto.or.jp/market-oa rd/market/jitsujukyukanren/files/211201_kakuhokeyaku.pdf)。

¹⁴ 以上、前掲中間取りまとめ 17-18 頁。

¹⁵ 前掲中間取りまとめ 17-18 頁。

¹⁶ 前掲新旧対照表 117 頁。

¹⁷ 以上、前掲中間取りまとめ 17-18 頁。

¹⁸ 改正案第 33 条の 3 を参照(前掲新旧対照表 119 頁)。

¹⁹ 前掲改正法案要綱 17-18 頁。


6. 今後の見通し等

上記の各改正事項を含め、本法律案は、令和5年4月1日に施行される予定である(本法律案附則第1条)²⁰。上記2.に記載の通り、大型システム用蓄電池に対する事業規制については、その詳細が省令に委任されており、今後、この点に関する政府審議会における検討、及び省令の整備が予定されていると思われることから、当該議論及び整備の状況を引き続き注視する必要がある。

※ 本稿は、2022年4月1日時点において公表されている資料に基づき作成されています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

²⁰ 本法律案 62 頁。 <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002-3.pdf>